公告 第G022 号
令和8年11月12日

公　　告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊関西補給処
調達会計部長　脇田　研一

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6RGE1GE0015A	6RGW1A10007 0001	ESS43USB00006	

品名　または　件名
ＵＳＢメモリー（４ＧＢ）　ほか8件
部品番号　または　規格
Ｔｅａｍ　ｇｒｏｕｐ　Ｃ１４１　ＵＳＢ　２．０　ＦＬＡＳＨ　ＤＲＩＶＥ　ＢＬＵＥ ４ＧＢ（仕様書のとおり）
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1,000.00	EA						

納地または工事場所	引渡場所
関西処	関西処補給部通信倉庫
搬入場所	納期または工期
関西処補給部通信倉庫	令和9年3月31日（水）

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所
陸上自衛隊　関西補給処（宇治駐屯地）調達会計部　契約課　契約班
ホームページ　https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/madep/uji/nyusatsu/newpage2.htm

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年12月3日（木）13時30分　調達会計部入札室

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
（競争参加資格細部）
(1)　予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
(2)　全省庁統一資格において近畿地域の競争参加資格を有すること。
なお、入札に参加する場合は、資格審査結果通知書（写）を入札期日までに提出すること。（ＦＡＸ可）
(3)　契約担当官等から指名停止の処置を受けている期間中の者でないこと。
(4)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

8　入札及び契約条件
(1)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセント（軽減税率対象品目については８％）に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００（軽減税率対象品目については１０８分の１００）に相当する金額を入札書に記載すること。
(2)　落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。

(3)　契約者は落札決定後、遅滞なく標準契約書を官側と交わすものとする。但し、契約金額が２５０万円未満は請書、１００万円未満はどちらも省略とすることができる。
(4)　契約条項は、補給処等用標準契約書「物品売買契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」及び「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」による。

９　入札の無効
(1)　第２項及び第７項に定める入札資格のない者の入札
(2)　「暴力団排除に関する誓約事項」の内容に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
(3)　入札金額、入札者氏名が判明し難い入札
(4)　その他入札に関する条件に違反した入札

１０　その他
(1)　別紙「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」の別表の２「不正発見時の追跡調査及び立入検査等の手順及び体制」を契約の締結後、遅滞なく提出するものとする。
(2)　郵便入札の場合は、書留等の受け渡しが確認できる処置をして、入札期日前日17時（前日が土日祝日の場合はさらにそれらの前日の17時）までに関西補給処　調達会計部　契約課　第一契約班　担当者必着とする。郵便入札参加者は送付したことを確認できるものを手元に保管しておくこと。
※注意事項：　郵便入札においては、送付する封筒に入札件名「○月○日○時○分入札　○○○○の件入札書在中」と明記すると共に、必ず発送の旨を事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
(3)　入札参加希望者は、入札書等を入札期日前日までに、ＨＰより印刷又は調達会計部契約課担当より受領されたい。
(4)　入札代理人の場合は、権限を委任したことを証明する委任状を提出すること。
(5)　入札参加予定者は、必ず開札時刻の5分前までに入札室に集合されたい。
(6)　再度入札を行う場合については、初度入札応札者へ別途連絡する。
(7)　規格に２つ以上の品番等が記載されているものに応札する場合には、該当する規格品番等に○印をつけること。
(8)　同等品申請については入札期日５日前（土日祝日を除いた５営業日前）までに入札及び契約心得にある『同等品判定依頼書』とカタログ等の資料を添付して申請すること。（努めて早めに申請すること）
なお、承認を受けた同等品については、入札書の規格欄内の余白に規格を明記すること。
（同等品判定依頼書についてはＨＰの入札及び契約心得の７０頁を使用されたい）
(9)　同等品判定の結果については、各個に通知するとともに、ＨＰ上にも掲載する。
(10)　請求書と納品書は、契約業者において作成すること。
(11) 不明事項については、下記まで問い合わせられたい。

※郵便による入札参加を推奨する。（コロナウイルス感染拡大防止のため。）

公告及び入札に関する問い合わせ先

京都府宇治市五ヶ庄官有地
陸上自衛隊関西補給処（宇治駐屯地）
調達会計部契約課契約第１班　担当：倉繁　電話：0774-31-8121（代表）　内線　291

ｆａｘ：0774-32-4580（直通）

契約課メールアドレス：fin-madep@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書に関する問い合わせ先

装備計画部通信電子課　担当：籠　電話：0774-31-8121（代表）　内線　445

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6RGE1GE00150

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号　または　規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号				グループ	納期	包装
1	6RGW1A10007	0001	ESS43USB00006	EA	1,000.00				関西処	
	ＵＳＢメモリー（４ＧＢ）								関西処補給部通信倉庫	
	Ｔｅａｍ　ｇｒｏｕｐ　Ｃ１４１　ＵＳＢ　２．０　ＦＬＡＳＨ　ＤＲＩＶＥ　ＢＬＵＥ　４ＧＢ（仕様書のと								関西処補給部通信倉庫	
									令和9年3月31日	
2	6RGW1A10007	0002	ESS43USB00007	EA	100.00				関西処	
	ＵＳＢメモリー（８ＧＢ）								関西処補給部通信倉庫	
	Ｔｅａｍ　ｇｒｏｕｐ　ＴＣ１４５３８ＧＲ０（仕様書のとおり）								関西処補給部通信倉庫	
									令和9年3月31日	
3	6RGW1A10007	0003	ESS43USB00001	EA	300.00				関西処	
	ＵＳＢメモリー（１６ＧＢ）								関西処補給部通信倉庫	
	Ｔｅａｍ　ｇｒｏｕｐ　ＴＣ２１１３１６ＧＬ０１（仕様書のとおり）								関西処補給部通信倉庫	
									令和9年3月31日	
4	6RGW1A10007	0004	ESS43USB00002	EA	200.00				関西処	
	外付ＨＤＤ								関西処補給部通信倉庫	
	ＩＯＤＡＴＡ　ＨＤＤ－ＵＴ１ＫＢ（仕様書のとおり）								関西処補給部通信倉庫	
									令和9年3月31日	
5	6RGW1A10007	0005	ESS43USB00004	EA	50.00				関西処	
	外付ＨＤＤ（２ＴＢ）								関西処補給部通信倉庫	
	ＩＯＤＡＴＡ　ＨＤＤ－ＵＴ２ＫＢ（仕様書のとおり）								関西処補給部通信倉庫	
									令和9年3月31日	
6	6RGW1A10007	0006	ESS43USB00005	EA	20.00				関西処	
	外付ＨＤＤ（８ＴＢ）								関西処補給部通信倉庫	
	ＩＯＤＡＴＡ　ＨＤＤ－ＵＴ８ＫＢ（仕様書のとおり）								関西処補給部通信倉庫	
									令和9年3月31日	
7	6RGW1A10007	0007	ESS43MEM4G003	EA	53.00				関西処	
	内蔵メモリＮＥＣ用（８ＧＢ）								関西処補給部通信倉庫	
	シリコンパワー　ＳＰ００８ＧＢＳＦＵ２４０Ｂ０２（仕様書のとおり）								関西処補給部通信倉庫	
									令和9年3月31日	
8	6RGW1A10007	0008	ESS43SSD00002	EA	4.00				関西処	
	ソリッドステートドライブ								関西処補給部通信倉庫	
	キオクシア　ＳＳＤ－ＣＫ４８０Ｓ／Ｒ又はＳＳＤ－ＣＫ４８０Ｓ／Ｊ（仕様書のとおり）								関西処補給部通信倉庫	
									令和9年3月31日	
9	6RGW1A10007	0009	ESS43SSD00003	EA	50.00				関西処	
	ソリッドステートドライブ　Ｍ．２Ｔｙｐｅ２２８０（１ＴＢ）								関西処補給部通信倉庫	
	サムスン　ＭＺ－Ｖ９Ｓ１Ｔ０Ｂ－ＩＴ（仕様書のとおり）								関西処補給部通信倉庫	
									令和9年3月31日	

調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
データ記憶器		ＭＳ－Ｃ０００００８１	
		作　　成	令和８年１０月２６日
		変　　更	
		作成部隊等名	関 西 補 給 処

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する市販品のデータ記憶器について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で，カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては,製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3　種類

種類は，調達品目表から調達要領指定書によって指定する。

1.4　製品の呼び方

製品の呼び方は，調達品目表の品名による。

1.5　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１　陸上自衛隊電子機器共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９　陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

b)　**法令等**

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）（以下「グリーン購入法」という。）

2　一般的事項

製品は，グリーン購入法に適合するものとし，この仕様書に規定していない事項は，製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3　製品に関する要求

3.1　品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は，調達品目表を基準とし，細部については調達要領指定書によって指定する。

3.2　製品の適合認定

製品がグリーン購入法に適合することの証明要領は，調達要領指定書によって指定する。

3.3　性能等

性能等は，調達品目表による。

3.4　製品の表示

製品の表示は，製造者が規定する仕様及び社内規格によるほか，特に製品の表示が必要な場合は，調達要領指定書による。

3.5　サプライチェーン・リスク対応に関する要求

ＩＴ利用装備品等のサプライチェーン・リスク対応については，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９の2.1による。

4　品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5　出荷条件

5.1　包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5.2　包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

6　その他の指示

6.1　附属品・予備品

附属品及び予備品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，製造者が規定する仕様及び社内規格による標準附属品及び標準予備品とする。

6.2　添付書類

契約の相手方は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。ただし，過去に納入実績があり，前回納入時と変更がない場合は，提出を省略してもよい。

表1―添付書類

品名	数量[a)]	時期	提出先	摘要[b)]
取扱説明書	1	納入時	陸上自衛隊 関西補給処	日本語版とする。また，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１の5.1 a)による。
試験成績書			装備計画部 通信電子課	ＧＬＴ－ＣＧ－Ｃ０００００１の７による。ただし，品質保証書で代用してもよい。
注記　提出方法は、調達要領指定書によって指定する。 **注**[a)]　数量を変更する場合は，調達要領指定書によって指定する。 **注**[b)]　内容を規定する場合は，調達要領指定書によって指定する。				

6.3　その他必要事項

その他必要事項は，調達要領指定書によって指定する。

6.4　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

調　達　品　目　表

調達要求番号		作成部隊等名	関西補給処
調達要求年月日	令和　年　月　日	作成年月日	令和８年１０月２６日
仕様書番号	ＭＳ－Ｃ０００００８１		

1　調達品目

種類[a)]	品名	カタログ製品名[b)]
1	ＵＳＢメモリ（４ＧＢ）	（株）グリーンハウス　ＧＨ－ＵＦＤ４ＧＮ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
2	ＵＳＢメモリ（８ＧＢ）	シリコンパワー（株）ＳＰ００８ＧＢＵＦ３Ｂ０２Ｖ１Ｋ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
3	ＵＳＢメモリ（１６ＧＢ）	（株）バッファロー　ＲＵＦ３－Ｋ１６ＧＢ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
4	外付ハードディスク（１ＴＢ）	（株）ＩＯＤＡＴＡ　ＨＤＤ－ＵＴ１ＫＢ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
5	外付ハードディスク（２ＴＢ）	（株）ＩＯＤＡＴＡ　ＨＤＤ－ＵＴ２ＫＢ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
6	外付ハードディスク（８ＴＢ）	（株）ＩＯＤＡＴＡ　ＨＤＤ－ＵＴ８ＫＢ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
7	内蔵メモリＮＥＣ用（８ＧＢ）	（株）バッファロー　ＭＶ－Ｄ４Ｎ２４００－Ｂ８Ｇ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
8	ソリッドステートドライブ （ＳＡＴＡ２．５） （４８０ＧＢ）	キオクシア（株）　ＳＳＤ－ＣＫ４８０Ｓ／Ｒ ＳＳＤ－ＣＫ４８０Ｓ／Ｊ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
9	ソリッドステートドライブ （Ｍ．２）（Ｔｙｐｅ２２８０） （５００ＧＢ）	サムスン電子（株）　ＭＺ－Ｖ９Ｓ１Ｔ０Ｂ－ＩＴ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）

注[a)] 種類は，調達要領指定書によって指定する。

[b)] この調達品目表に記載したカタログ製品名は，製品を選定するときの参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。

2　性能等

同等と判断する要求基準は，記憶容量が品名に記載されている容量以上とする。

。

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	６ＲＧＷ１Ａ１０００７
	調達要求年月日	令和８年１０月２２日
	作成部課	装備計画部通信電子課
	作成年月日	令和８年１０月２２日
品名		ＵＳＢメモリー　他８件
仕様書番号		ＭＳ－Ｃ０００００８１

指定事項：

1.3　種類
調達品目の種類は,別紙第１のとおりとする。

3.1　品名及びカタログ製品名
調達品目の品名及びカタログ製品名は,別紙第１のとおりとする。

3.2　製品の適合認定
グリーン購入法対象品目は,別紙第２のとおりとする。

6.2　添付書類
添付書類の提出方法は,製品と同梱し提出するものとする。

別紙第１

種類	品名	カタログ製品名
１	ＵＳＢメモリ（４ＧＢ）	（株）Ｔｅａｍ　ｇｒｏｕｐ　Ｃ１４１　ＵＳＢ２．０　ＦＬＡＳＨ　ＤＲＩＶＥ　ＢＬＵＥ　４ＧＢ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
２	ＵＳＢメモリ（８ＧＢ）	（株）Ｔｅａｍ　ｇｒｏｕｐ　ＴＣ１４５３８ＧＲ０ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
３	ＵＳＢメモリ（１６ＧＢ）	（株）Ｔｅａｍ　ｇｒｏｕｐ　ＴＣ２１１３１６ＧＬ０１ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
４	外付ハードディスク（１ＴＢ）	（株）ＩＯＤＡＴＡ　ＨＤＤ－ＵＴ１ＫＢ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
５	外付ハードディスク（２ＴＢ）	（株）ＩＯＤＡＴＡ　ＨＤＤ－ＵＴ２ＫＢ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
６	外付ハードディスク（８ＴＢ）	（株）ＩＯＤＡＴＡ　ＨＤＤ－ＵＴ８ＫＢ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
７	内蔵メモリＮＥＣ用（８ＧＢ）	シリコンパワー（株）ＳＰ００８ＧＢＳＦＵ２４０Ｂ０２ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
８	ソリッドステートドライブ	キオクシア（株）　ＳＳＤ－ＣＫ４８０Ｓ／Ｒ ＳＳＤ－ＣＫ４８０Ｓ／Ｊ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
９	ソリッドステートドライブ（Ｍ．２）（Ｔｙｐｅ２２８０）（１ＴＢ）	サムスン電子（株）　ＭＺ－Ｖ９Ｓ１Ｔ０Ｂ－ＩＴ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）

別紙第２

調達要求書 項目番号	グリーン購入法 対象品目	確認方法
００１	－	
００２	－	
００３	－	
００４	○	エコマーク等による製品の適合証明書
００５	○	エコマーク等による製品の適合証明書
００６	○	エコマーク等による製品の適合証明書
００７	－	
００８	－	
００９	－	

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項（第１６号）

甲及び乙は、防衛省が行う情報システム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。以下同じ。）の調達に係るサプライチェーン・リスク（当該情報システム及びその構成品等のサプライチェーンにおいて、不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込み等が行われるリスクをいう。以下同じ。）への対策に関し、次の特約条項を定める。

（意図せざる変更が加えられないための管理体制）

第１条　乙は、この契約の履行において、本情報システム（この契約において全部又は一部を設計、構築･製造、運用･保守又は廃棄（賃貸借によるものを含む。）する情報システムをいう。以下同じ。）に防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証する管理を、再委託（再々委託以降の委託を含む。なお、市場に流通するカタログ製品の購入は、再委託に含まれない。以下同じ。）先を含め、この特約条項の定めるところにより、一貫した品質管理体制の下で行わなければならない。ただし、第三者に再委託しても情報システムの内容を知り得ないことが明らかな場合並びに第三者に再委託してもマルウェア等の不正なプログラム及び機器が組み込まれる等のリスクがないことが明らかである製造請負を再委託する場合は、この限りではない。

２　乙は、防衛省の意図しない変更や要機密性情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面（品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。）を甲に提出しなければならない。第三者機関による品質保証体制を証明する書面等が提出可能な場合には、当該書面等を合わせて提出するものとする。

３　乙は、本情報システムに防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、防衛省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（防衛省の情報システムの運用・保守業務を行う契約にあっては、当該運用・保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。）を整備し、当該手順及び体制を示した書面を甲に提出しなければならない。

４　乙は、この契約の一部を再委託する場合には、前項により、防衛省と乙が連携して行う追跡調査や立入検査等を再委託先が受け入れるよう、あらかじめ再委託先と約定しておかなければならない。なお、追跡調査や立入検査等において防衛省が必要と判断した場合には、この契約の履行に従事する再委託先の従業員の情報を確認するため、これに協力する旨を再委託先との約定に含めなければならない。

５　乙は、サプライチェーン・リスクを低減する対策として、情報システムの設計、製造・構築、運用・保守、廃棄の各工程における不正行為の有無について定期的及び必要に応じて監査を行うとともに、この契約により甲に納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、乙において適切に設定し、少なくとも以下の６項目については必ず実施しな

ければならない。
(1)　環境設定されたパラメータの再確認
(2)　製造中に利用したアカウントの削除の確認
(3)　ウイルスチェック
(4)　不要なソフトウェアパッケージの削除の確認
(5)　使用ソフトウェアのバージョン管理の確認
(6)　ソフトウェアのインストール手順書（インストールソフトウェアの名称及び設定パラメータ内容から成る手順書をいう。）の完成度の確認
6　乙は、前項の試験に関し、実施要領を作成し、甲の確認を得た後、提出しなければならない。ただし、既に甲の確認を得た実施要領と同一である場合には、特別な指示が無い限り、届出をすれば足りる。
7　乙は、この契約の全部を一括して、第三者に再委託してはならない。また、この契約の履行における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に再委託してはならない。ただし、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、この契約の一部（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を除く。）を第三者に再委託する場合には、乙は、主たる契約条項の再委託に関する規定の定めるところにより、必要な手続を実施しなければならない。
8　前項の規定は、乙が再委託先を変更する場合その他の事由により、届出を行った内容等を変更する場合に準用する。
9　乙は、再委託先に提供する情報は必要最低限の範囲とし、提供された情報を第三者に漏洩することを防止するため、再委託先において適切な管理を行う旨を再委託先との約定に含めなければならない。
10　乙は、この契約の一部を第三者に負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされていることにつきその責めを免れない。
11　乙は、この契約の一部の再委託に当たり、再委託先においてこの特約条項に定める義務が確実に履行されるため必要な事項を、再委託先と約定しなければならない。
（委託先の資本関係・役員の情報等に関する情報提供）
第２条　乙は、この契約の履行に従事する従業員（契約社員、派遣社員等の雇用形態を問わず、この契約の履行に従事する全ての従業員をいう。以下同じ。）を必要最低限の範囲に限るものとし、以下の情報を書面により、甲に提出又は送付しなければならない。
(1)　乙の資本関係及び役員の情報
(2)　この契約に係る各工程の実施場所（防衛省及び防衛省以外のそれぞれの場所）
(3)　この契約の履行に従事する従業員の氏名、所属、役職、専門性（特に、情報セキュリティに係る資格、研修実績、情報セキュリティ業務での経験年数）
(4)　この契約の履行に従事する従業員の国籍（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）第２８条第１項に基づき事業主が厚生労働大臣に届け出る事項として、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和４１年労働省令第２３号）第１０条第１項第３号に規定される国籍の属する国等をいう。以下同じ。）の割合
(5)　情報システムに関する代表的な契約実績（防衛省及び防衛省以外とのそれぞれの契約実績）
2　前項の規定は、乙がこの契約の履行に従事する従業員を変更する場合にも準用する。
3　乙は、この契約の一部を再委託する場合、再委託業務に従事する従業員を必要最

低限に限ることを再委託先と約定するとともに、以下の情報を書面により甲に提出又は送付しなければならない。
(1)　再委託先の資本関係及び役員の情報
(2)　再委託業務の実施場所（防衛省及び防衛省以外のそれぞれの場所）
(3)　再委託業務に従事する従業員の氏名、所属、役職、専門性（特に、情報セキュリティに係る資格、研修実績、情報セキュリティ業務での経験年数）
(4)　再委託業務に従事する従業員の国籍の割合
(5)　情報システムに関する代表的な契約実績（防衛省又は防衛省以外との契約実績）
４　前項の規定は、乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合にも準用する。
（サプライチェーン・リスクに係る監査の受入れ等）
第３条　乙は第１条第３項に定める防衛省が行う追跡調査や立入検査等を受け入れなければならない。なお、追跡調査や立入検査等において防衛省が必要と判断した場合には、この契約の履行に従事する従業員の情報を確認するため、これに協力しなければならない。
２　乙は、再委託先に対し、定期的及び必要に応じて再委託先におけるサプライチェーン・リスク対応についての実施状況について監査を行うものとする。
（機器等の調達）
第４条　乙は、この契約により甲に納入する「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」（経済産業省）に掲載される機器等（以下「機器等」という。）には、Common Criteria（ISO/IEC 15408)の評価保証レベル（EAL）４以上の製品を努めて使用しなければならない。機器等に当該基準を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表を作成し、甲の確認を得た後、安全性及び信頼性の高い製品を使用するものとする。ただし、使用を予定している機器等と当該基準の比較表の確認に当たり、既に甲の確認を得た比較表と同一である場合は、特別な指示がない限り、届出をすれば足りる。
２　乙は、第２条第３項に掲げるもののほか、機器等の製造を再委託先に請け負わせる場合、再委託先にこれらの製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験を行わせなければならない。当該試験の項目は、情報セキュリティ技術の趨勢、対象の情報システムの特性等を踏まえ、乙が再委託先と調整して適切に設定し、少なくとも以下の６項目については必ず実施しなければならない。
(1)　環境設定されたパラメータの再確認
(2)　製造中に利用したアカウントの削除の確認
(3)　ウイルスチェック
(4)　不要なソフトウェアパッケージの削除の確認
(5)　使用ソフトウェアのバージョン管理の確認
(6)　ソフトウェアのインストール手順書（インストールソフトウェアの名称及び設定パラメータ内容から成る手順書をいう。）の完成度の確認
３　乙は、前項の試験に関し、再委託先に実施要領を作成させ、甲の確認を得た後、提出しなければならない。ただし、既に甲の確認を得た実施要領と同一である場合は、特別な指示が無い限り、届け出をすれば足りる。
４　乙は、機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を整備し、機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関する情報（以下「トレーサビリティ情報」という。）を把握しなければならない。また、乙は、当該管理体制に以下の項目を含めなければならない。

(1)　機器等に対して不正な変更が加えられないための体制
(2)　不正な変更が加えられていないことを検査する体制
(3)　機器等の設計から部品検査、製造、完成検査に至る工程を一貫した品質保証体制の下で、不正な変更が行われないことを保証する体制

５　乙が機器等の製造を再委託先に請け負わせる場合にも、前項の規定を準用するものとする。

６　乙は、前２項の規定による管理体制を証明する資料を甲に提出しなければならない。また、甲の求めに応じ、トレーサビリティ情報を甲に提出しなければならない。

（防衛省施設において作業を実施する場合の届出）

第５条　乙は、この契約の履行のため、納入先部隊等の防衛省施設（艦艇を含む。）において作業（情報システムの内容を知り得ないことが明らかである役務を除く。）を行う場合には、あらかじめ、作業従事者名簿（当該作業に従事する者の会社名及び氏名を一覧にした名簿をいう。以下同じ。）を書面により甲に提出又は送付し、甲の確認を得なければならない。

２　甲は、前項により乙から提出された作業従事者名簿について、第２条第１項及び第２条第３項により乙があらかじめ届け出ている従業員であることが確認できた場合には、名簿の写しに確認年月日及び確認者名又は部署の長の了解を得た上で確認部署名を記入し、乙に送付又は手交する。

３　乙は、納入先部隊等の防衛省施設（艦艇を含む。）における作業に当たり、作業従事者名簿の写しに作業従事者管理報告書（作業従事者名簿の従事者ごとに作業内容の予定と実績を日ごとに記録する報告書）を添付し、この契約の受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の１１第２項の補助者として甲が乙に通知した者をいう。）に届け出なければならない。納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等を行う場合には、受領検査官又は使用責任者に代えて、甲が乙に指定する当該部隊等に所属する者（作業確認者）に届出を行うこととする。

（その他）

第６条　この特約条項各条の規定により、乙が甲又は防衛省に提出する資料、書面等の名称及び提出時期については、この特約条項の別表による。

２　別表に掲げる資料、書面等により甲に報告された内容について、サプライチェーン・リスクが懸念され、これを低減するための措置を講じる必要があると認められる場合に、甲は乙に是正を求めることがあり、乙は相当の理由があると認められるときを除きこれに応じなければならない。

３　甲は、乙の責めに帰すべき事由により、本情報システムに防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかり、この契約の目的が達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

４　前項の場合においては、主たる契約の解除に関する規定を準用する

付紙様式第１

委託業務従事者届出書（変更）

年　　月　　日

所　属
官　職
氏　名　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

下記契約に関して、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第　条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号 ……
認証（契約）番号・年月日 ……
品　名　・　数　量 ……

１　事業者

番号	資本関係	役員	業務実施場所	住所・ 電話番号	業務範囲

２　作業従事者

番号	所属・役職	氏名	専門性 （情報ｾｷｭﾘﾃｨに係る資格・研修実績・経験年数）

３　国籍

番号	国名	作業従事者数（名）	割合（%）

４　情報システムに関する代表的な契約実績

番号		契約相手方	契約システム名	契約年度

注　１　契約の締結後、遅滞なく本様式で届け出ること。この場合、件名の（変更）を横線で消去すること。
注　２　変更がある場合は、変更する旨を本様式により作業に従事する前までに、届け出ること。

付紙様式第２

再委託業務に従事させる場合の届出書（変更）

年　　月　　日

所　属
官　職
氏　名　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

下記契約に関して、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第　条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号 ……
認証（契約）番号・年月日 ……
品　名　・　数　量 ……

１　事業者名：

番号	資本関係	役員	業務実施場所	住所・ 電話番号	業務範囲

２　作業従事者

番号	所属・役職	氏名	専門性 （情報ｾｷｭﾘﾃｨに係る資格・研修実績・経験年数）

３　国籍

番号	国名	作業従事者数（名）	割合（%）

４　情報システムに関する代表的な契約実績

番号	契約相手方	契約システム名	契約年度

注　１　再委託先において委託業務を行う前までに本様式で届け出ること。この場合、件名の（変更）を横線で消去すること。
注　２　業務範囲については、いずれの会社（事業者）の下請業務か分かるよう、かつ、簡潔に記載すること。
注　３　変更がある場合は、変更する旨を本様式により作業に従事する前までに、届け出ること。

付紙様式第３

作業従事者名簿届出書（追加）

年　　月　　日

所　属
官　職
氏　名　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

下記契約に関して、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項第　条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

調 達 要 求 番 号 ……
認証（契約）番号・年月日 ……
品　名　・　数　量 ……

作業従事者名簿

番号	会社名（事業者名）	氏　　名

注　1　納入先部隊等での作業開始前までに本様式で届け出ること。この場合、件名の（追加）を横線で消去すること。
注　2　追加のあった場合は、速やかに追加した旨を本様式で届け出ること。

付紙様式第４

作　業　従　事　者　管　理　報　告　書

調達要求番号 ……
認証（契約）番号・年月日 ……
品名・数量 ……

（会社名　　）　　年　月　日

氏　名	作業内容	
	予定	実績

注　１　作業内容については、予定欄は契約相手方が、実績欄は受領検査官等が記入する。
注　２　本届出書の提出時において、日々の作業内容の決定が困難な場合には、予定欄は作業開始前までに記入するものとする。

上記のとおり確認した。

年　月　日

所　属
官　職
氏　名

別　表

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期

（第６条関係）

番号	名　称	条番号	資料、書面等の内容	提出時期	様式
1	管理手順及び品質保証体制（意図しない変更及び情報の窃取等の保証）	第１条第２項	防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順その他の品質保証体制を証明する書面（品質管理体制の責任者及び品質保証の各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図を含めることを必須とする。）	契約の締結後遅滞なく	任意
2	不正発見時の追跡調査及び立入検査等の手順及び体制（原因調査及び排除）	第１条第３項	防衛省の意図しない変更が行われるなど不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、防衛省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（防衛省の情報システムの運用・保守業務を行う契約にあっては、当該運用・保守業務において乙及び再委託先が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制を含めることを必須とする。）	契約の締結後遅滞なく	任意
3	製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領	第１条第６項	乙が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	任意
4	再委託業務に従事させる場合の届出書	第１条第７項	再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性について記載した書面	主たる契約条項の定めによる。	主たる契約条項の定めによる。
5	委託業務従事者届出書	第２条第１項	乙の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	委託先において業務を行う前まで	付紙様式第１
6	委託業務従事者届出書（変更）	第２条第２項	乙が本契約の履行に従事する従業員を変更する場合の届出	従業員を変更する前まで	付紙様式第１
7	再委託業務に従事させる場合の届出書	第２条第３項	再委託先の資本関係等、作業従事者の氏名等及び情報システムに関する代表的な契約実績が記載された書面	再委託先において、業務を行う前まで	付紙様式第２
8	再委託業務に従事させる場合の届出書（変更）	第２条第４項	乙が再委託先を変更する場合又は再委託先が再委託業務に従事する従業員を変更する場合の届出	再委託先又は再委託先が従事者を変更する前まで	付紙様式第２

番号	名　称	条番号	資料、書面等の内容	提出時期	様式
9	使用を予定している機器等と Common Criteria (ISO/IEC 15408)の比較表	第４条第１項	機器等に Common Criteria (ISO/IEC 15408)レベル４を満たす製品の使用が困難な場合は、使用を予定している機器等と当該基準の比較表	当該製品を使用する前まで	任意
10	製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領	第４条第３項	再委託先が納入する製品に対して意図しない変更が行われるリスクを回避するための試験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	任意
11	製造工程の履歴を記録する管理体制	第４条第６項	機器等の調達におけるトレーサビリティを確保するため、乙の製造する機器等について製造工程の履歴を記録する管理体制を証明する書類	契約の締結後遅滞なく （再委託する場合） 再委託先において、業務を行う前まで	任意
12	トレーサビリティ情報（機器等を構成する主要部品）	第４条第６項	機器等を構成する主要部品について製造事業者、製造事業者の国籍、製造国に関するトレーサビリティ情報が記載された書面	甲から求めがあった場合は速やかに	任意
13	作業従事者名簿届出書（追加）	第５条第２項	納入先部隊等での作業を実施する場合の作業従事者名簿	納入先部隊等での作業開始前	付紙様式第３
14	作業従事者管理報告書	第５条第３項	作業従事者管理報告書	納入先部隊等での作業開始前	付紙様式第４

要求番号:6RGW1A10007　　6RGE1GE00150　　区分 E担当:倉繁

入　札　書
見　積　書

金額￥　　（税抜）

品　名	規　格	単位	数 量	単　価	金　額
USBメモリー（4GB）	Team group C141 USB 2.0 FLASH DRIVE BLUE 4GB（仕様書のとおり）	個	1000.00		
USBメモリー（8GB）	Team group TC14538GR0（仕様書のとおり）	個	100.00		
USBメモリー（16GB）	Team group TC211316GL01（仕様書のとおり）	個	300.00		
外付HDD	IODATA HDD－UT1KB（仕様書のとおり）	個	200.00		
外付HDD（2TB）	IODATA HDD－UT2KB（仕様書のとおり）	個	50.00		
外付HDD（8TB）	IODATA HDD－UT8KB（仕様書のとおり）	個	20.00		
内蔵メモリNEC用（8GB）	シリコンパワー SP008GBSFU240B02（仕様書のとおり）	個	53.00		
ソリッドステートドライブ	キオクシア SSD－CK480S／R又はSSD－CK480S／J（仕様書のとおり）	個	4.00		
ソリッドステートドライブ M.2Type2280（1TB）	サムスン MZ－V9S1T0B－IT（仕様書のとおり）	個	50.00		
				合計（税抜）	
					－以下余白－

納　入　場　所	関西処補給部通信倉庫	納期	令和9年3月31日
入札（契約）保証金	免　除	入札（見積）書有効期間	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。
また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年　　月　　日

分任支出負担行為担当官（分任契約担当官）
陸上自衛隊関西補給処
調達会計部長 脇 田 研 一　殿

住　所
会社名
代表者名
代表者連絡先
担当者名
担当者連絡先